

令和6年能登半島地震(岐阜県内に避難されている方)

# 何でも無料電話相談

被災された皆様からのお電話を心よりお待ちしております



岐阜県弁護士会  
Gifu Prefecture Bar Association

そのつらさ ひとりで抱え込まないで

りさい  
罹災証明書を  
とった後は  
どうしたら？

今後の生活が  
不安…  
使える  
支援制度は？

家の修理か解体か  
迷ってる…

被災した人の  
所得税の減免制度  
(雑損控除)  
って？

令和6年2月19日から

電話受付  
(専用番号)

**058-214-2130**

受付時間 平日10:00～16:00

(12:00～13:00除く)

- 電話受付後、担当の弁護士が折り返しのお電話をして、相談に応じます。
- 折り返しまでにお時間をいただくことがあります。
- お電話の際に、「能登半島地震の相談」とお伝えください。

災害に便乗した悪質業者等が出没し、高額な報酬や違約金を請求する事案が起きているようです。ご注意ください。

よく分からないときには絶対にその場で契約せず、ご相談ください。